

第4回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和5年9月12日（火）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから、令和4年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長並びに柿崎教育長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は、学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の順で審査を行います。

初めに、学務課の審査を行います。学務課が所管するのは、2款総務費、3款民生費、10款教育費であります。

学務課長より決算の説明を求めます。

学務課長。

学務課長 おはようございます。教育委員会学務課が所管する主な決算内容についてご説明いたします。

初めに、出席しております学務課職員を紹介させていただきます。課長代理、石川茅です。主に学務課業務の総合調整、職員任用関係、ICT環境整備等を担当しております。主査、高橋祐征です。主に保育所のあり方検討、子ども・子育て支援事業計画等を担当しております。主査、大島広美です。主に保育所、学校給食、学童保育等を担当しております。主任、高橋雅仁です。主に西和賀高校魅力化推進、公営塾、施設管理等を担当しております。そして、私、学務課長の照井哲です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、学務課を抜粋した決算書で説明をさせていただきます。

初めに、歳出の2ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費、24節教育施設整備基金積立金8,000円は、基金利子分の積立てを行ったものとなります。参考までに、令和4年度末の基金現在高は2億1,103万5,000円となっております。

次に、西和賀高校魅力化支援基金積立金1,000円についても同様に、基金利子分の積立てを行ったものです。令和4年度末の基金現在高は1,627万4,000円となっております。

続いて、3款2項1目、児童福祉総務費の12節委託料について説明をいたします。学童保育業務委託料1,166万円ですが、保護者が仕事等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に、授業終了後の生活の場の提供等を行っているもので、社会福祉協議会に運営を委託しております。令和4年度利用者数ですけれども、湯田学童クラブ、利用実人数35人、延べ利用人数2,676人、沢内学童クラブ、利用実人数29人、延べ利用人数3,017人となっております。開所日数は、湯田学童290日、沢内学童289日となっております。

次に、病児保育業務委託料507万3,000円ですが、病気のために集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しているものです。委託先は、さわうち協立診療所です。新型コロナウイルス感染症の衛生管理効果であると考えられますが、風邪やインフルエンザ等の罹患による利用が少なく、年間利用者数は51人とどまっております。

次に、保育所措置委託料、湯本保育園ですが、4,198万5,481円となっております。入所措置人数は、令和5年3月末現在で27人となります。その下の川尻保育園は3,867万1,810円で、入所措置人数は28人です。広域入所分は140万4,690円、入所措置人数は2人で、入所先は雫石町、秋田県の保育所となっております。

続いて、下段の18節、にしわが愛児会補助金158万8,000円ですが、にしわが愛児会の円滑な運営を図るため、本部会計に対し補助を行っているもので、経理担当事務職員の雇用に係る人件費分の経費助成を行ったものです。

その下の私立保育所等副食費補助金109万8,000円は、令和元年10月から保育料の無償化となりましたけれども、国の制度では、副食費については無償化の対象とはなりません。西和賀町では、子育て支援として、国の基準で免除対象とならない3歳以上児の副食費に対しても無償化を行っておりますので、愛児会さんに収入で入ってこない分を補助したものととなります。

次に、湯本保育園屋根改修工事費補助金275万円ですが、湯本保育園の屋根塗装等に係る工事費に対して補助したものととなります。

それでは次に、10款教育費に係る主な決算内容をご説明申し上げます。8ページ中段になります。10款1項2目事務局費、7節報償費、講師謝礼132万813円は、西和賀高校魅力化支援事業の学習支援対策として行っている小論文講座や休日の課外授業の講師謝金となります。

下段になります。12節委託料、学生寮運営業務委託料384万円は、西和賀高校の女子学生寮、男子学生寮の運営業務委託となります。女子学生寮は、社会福祉法人光寿会に、男子学生寮は旅館一城さんに運営を委託しております。

次に、西和賀高校まち・ひと・しごと探究活動支援業務委託料51万4,793円は、生徒がより西和賀町を知ることにより、地域人材の育成に

つながる活動として、様々な探究活動等に取り組んでいますが、これを西和賀高校の大きな魅力の一つとして充実させるために、この探求活動の支援業務を、これまでも高校の授業等でサポートしていただいて実績があるNISHIWAGA STYLEさんに委託をしたものとなります。

続いて、ユキノチカラ×西和賀高校コラボレーション支援業務委託料220万円ですが、町内の事業者で組織するユキノチカラプロジェクト協議会との共同プロジェクトとして、町事業者と高校生が連携しての商品開発やサービス提案、そして西和賀の潜在的な魅力を発掘して発信する活動などを行っております。具体的には、ラインスタンプの作成、そして町内事業者と連携して、ぽんせんをベースに、イチゴ、蜂蜜、ブルーベリーなどを取り入れた栄養補助食品になりますけれども、ユキノチカラバーや牛乳で割って飲むコーヒー、カフェオレベースの商品開発等を行っております。また、その活動については、ユキノチカラ新聞を発行して、町内、そして北上市内中学校への配布を行いました。西和賀高校の魅力の一つとして大きくPRできたものと感じております。

次に、10ページ中段になります。18節負担金、補助及び交付金、西和賀高校魅力化支援事業補助金417万3,410円の内訳ですが、大きく4つになります。1つ目は、兄弟姉妹世帯通学費補助が26万2,920円で、内容は兄弟姉妹で西和賀高校に通学する生徒の通学費を助成し、保護者の負担軽減を図ったもので、入学時に兄や姉がいる場合、弟、妹の通学費を全額補助しているものです。令和4年度の対象者は、町外3人となっております。

2つ目は、模試・資格検定試験補助が111万3,510円で、内容は生徒の進学、就職の希望をかなえるための学力向上対策として、模擬試験や資格検定に係る受験費用の一部を助成したものととなります。

3つ目ですが、給食費補助が184万3,450円で、内容は昼食の副食代に係る経費を助成したもので、1食350円に対し200円を補助、自己負担は150円となっております。月によって変動はありますが、毎回50名程度が利用しているという状況になります。

4つ目は、語学研修補助が115万3,530円で、新型コロナの影響により、オーストラリア派遣は実施することができず、令和4年度は福島県の語学施設で研修を行っております。令和5年1月13日から16日までの3泊4日、講師は全て外国人で対応するブリティッシュヒルズという施設に生徒10人、引率2人を派遣しました。研修の期間は全て英語での会話であり、英語でのコミュニケーション能力の向上をメインに研修をしてきております。

次に、2つ下になりますけれども、学生寮整備事業費補助金1,000万円ですが、西和賀高校の男子学生寮整備が課題であり、管理運営も含めた形で事業実施者の公募を行ったところ、湯本温泉の旅館一城さんが近隣の民家を改修し、運営をしていただけることで応募があり、男子学生寮の整備をさせていただきました。補助率は2分の1、上限は1,000万円の補助とさせていただきますけれども、2,000万円以上の改修費であり、上限の金額の補助となっております。今年度からは、男子生徒3名が入寮しているところです。

続いて、12ページの下段になります。10款2項1目学校管理費、10節修繕料の421万8,368円の主な内容ですけれども、小学校費におけるスクールバス車検修繕、除雪機械の修繕、消防設備修繕、体育館の屋上防水シートの修繕等となっております。

次に、16ページの下段になります。19節扶助費、準要保護児童援助費147万4,586円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、該当児童20人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品、給食費、修学旅行費、

新入学用品等になります。

次に、18ページ中段になります。ここからは、中学校費になります。10款3項1目学校管理費、10節修繕料769万3,263円の主な内容は、スクールバス車検修繕、除雪機修繕、両中学校のオイル配管修繕、湯田中学校高圧受電設備修繕等になります。

次に、20ページ下段になります。7節部活動指導員謝金95万9,760円は、中学校に部活動指導員を配置し、中学校教員の負担軽減を図るとともに、適切な練習時間の確保を行ったものです。令和4年度は初年度であり、試行的な部分もありましたが、湯田中学校はソフトテニス部に1名、沢内中学校はソフトボール部に1名の指導員を配置しました。活動時間は、どちらも年間290時間、活動日数的には、130日前後となっております。令和5年度については、各校とも4人ずつ、全ての部に1名ずつ配置をしている状況にあります。

次に、22ページ中段になります。19節扶助費、準要保護生徒援助費163万7,931円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、該当生徒18人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品、給食費、修学旅行費、体育実技用具等になります。

22ページ下段からは、学校給食費となります。令和4年度は、新給食センターが稼働し、初年度でありました。調理員の皆さんにも新たな調理器具の操作、新施設の効率的な調理の動きなど、1年を通じて様々な経験を重ねていただき、調理作業のスタイルが確立できてきたと感じてきております。電気料高騰の対応などにより、補正もお願いしましたが、決算額としては総額で7,628万5,961円となっております。

26ページ以降につきましては、左上に保育所名を入れておりますが、3保育所ごとの決算となりますので、ご確認願います。

それでは続いて、歳入について説明をさせていただきます。歳入の2ページの上段になりま

す。14款分担金及び負担金の保育所保育料において、収入未済が3万7,500円、小学校給食費負担金で9万1,640円、中学校給食費負担金で9万2,994円の収入未済が生じております。学校給食費については、現時点で全て納入済みとなっておりますが、保育料についてはまだ未納されている分がありますので、適切に対応してまいりたいと存じます。

続きまして、決算附属資料について若干説明をさせていただきます。決算附属資料の235ページをお開き願います。1、総務関係ですが、(1)、教育委員会議の開催ですが、4年度は定例会を12回開催しております。

2つ目ですが、奨学金の貸与状況ですが、4年度の貸付けは10人、うち新規3人、貸付総額は552万円、償還は51人、償還金額は1,399万9,000円となっております。

3つ目ですけれども、教員住宅の利用状況になります。川尻、湯田中、湯本、新町、泉沢合わせて11戸ありますけれども、全て利用しております。旧教員住宅につきましては、上野々2戸について町内企業にお貸ししている状況になります。

236ページは、4年度の児童生徒数、主な工事などになりますので、説明は省略させていただきます。

以上で学務課が所管する主な決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 学務課長より説明が終わりました。

これから質疑を行います。

初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 2ページに収入未済額がありますけれども、その未済の以前に徴収の方法について、今朝もニュースで、県内で教員の負担を軽減するためにということで、全市町村が今後教員の負担を減らす方向で検討しているということのニュースが上がっておりますけれども、西和賀

町の実態として、今どういうふうになっているかお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 西和賀町の現状としては、児童生徒と同じく、先生方も給食費は納めていただいているという状況です。今後の部分につきましては、これからの徴収方法につきましては、令和4年度から公会計処理ということになりまして、今までは学校ごとに給食費会計があって、学校ごとに集めて処理をしていましたけれども、令和4年度からは町が徴収するという形になっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。

最初、1ページから2ページ。質疑ありませんか。

唐仁原俊博君。

6番 病児保育業務委託料のところと、あと附属資料のほうだと136ページの下段と137ページ上段になるのですけれども、病児保育委託事業と、あと子育て短期支援事業に関してお尋ねします。

子育て短期支援事業のほうは、対象者がいなかったため執行しなかったということですが、利用がないにこしたことはないことなのかと思うのですが、病児保育委託事業と併せて、もっとうだったら使いやすいのだけどもとか、そういう声とかは上がったりはしていないでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

子育て短期支援事業につきましては、両親が急に病気になって、お子さんを預けるところも親戚もなくて、例えばですけれども、預けるところがないということがあったりとか、本当に一時的に預けることが困難になった場合の対応

ということで、これまでは発生した事例はありませんでした、正直。そして、病児保育との連携の部分での、一緒になったほうがいいのか、そういったご意見のところについては、今のところはないというのが実情でありました。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2番 2点伺います。

まず、附属資料の133ページ、次世代育成支援対策地域協議会事業ですけれども、コロナの影響によって会議が開かれなかったということで、ゼロ実施になっておりますけれども、この協議会自体の組織整備はされていて、それに対して会議以外の何らかのアクションというか、行動は取られているのかが1点です。

それから、続きまして病児保育で、私のほうでは137ページ、附属資料のほうで、年間延べ利用人数により県補助があるということでしたけれども、先ほど人数が少ないという、利用人数が現状で少ない状況にあるということでしたけれども、県補助の対象になる利用人数のリミットというか、制限が何人ぐらいで、今現状との差でいくとどういう状況なのかお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

初めに、次世代育成支援対策地域協議会事業についてお答えしたいと思います。こちらのほう、子ども・子育て支援事業計画を策定するための事業費ということになるのですけれども、策定して第2期の年度ごとに検証を、この事業ですと、どれぐらい達成できたのかという指標をまずチェックする委員会を年1回開催して、進捗状況等について共通理解というか、委員さん方で共通理解を図るというものになっておりました。

ただ、令和4年度につきましては、ちょっとコロナの感染状況もあり、会議開催はできなかったということで、事業費ゼロになっているのは開催がなかったため、委員報酬が発生しな

ったということになります。中身自体につきましては、事業ごとの検証等はしている状況にあります。

そして、病児保育委託事業につきましては。年度当初、こちらのほうとしては国、県の補助の形で、100人で最初申請を出すという形になっております。実際の実人数によって精算が行われ、返還金が生じるというか、そういう形で精算で戻すような形になります。ですので、今回は100人より少ない51人ということですので、返還金が生じるという結果になるかと思えます。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 私も病児保育について伺います。

事業概要を見ると、基準が小学校3年生までというふうになっているのですが、これは国で決まっているものですか。

委員長 学務課長。

学務課長 病児委託事業についてお答えいたします。

小学校3年生までということの基準につきましては、町のほうで基準として定めているというものになります。考え方としては、4年生以降であれば、まず自宅で生活できるのかなという部分を踏まえて、小学校3年生までということにはしている状況です。基準については、町の基準で行っているというところになります。

委員長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。利用される保護者の方から、4年生だからもう使えないのか、4年生も5年生も自宅で留守番させるのが不安だという声も聞いたものですから、そこら辺もし見直しができるようであれば、今後検討していただければなというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、3ページから4ページに進めさせていただきます。質疑ありません

か。

(なしの声)

委員長 では、次に進めさせていただきます。5ページから6ページ。

(なしの声)

委員長 ないようですので、7ページから8ページへ進めさせていただきます。

刈田敏君。

11番 6ページのユキノチカラと西高のコラボレーションの話です。先ほど資料のほうでも140ページでありましたけれども、このコラボレーションの中でラインスタンプ、それからイチゴ、それからカフェオレとか、そういう製品をいろいろ創作したということですが、今後どうしてもやっぱり製品にするような考え方とか、あとこの結果、どういうものに今現在なっているのか、その点お伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 ユキノチカラ×西和賀高校コラボレーション業務委託料のところについてお答えしたいと思います。

こちらの部分、ラインスタンプの作成、そして先ほどちょっと触れましたけれども、ぼんせんをベースにしたイチゴ、蜂蜜、ブルーベリーとかを入れた形の栄養補助食品、ユキノチカラバーというのと、あと牛乳でコーヒーを割って飲むというカフェオレベースという商品を開発したところでした。

現時点において、これがまだ商品化に結びつくかというか、その部分はまだなっていないというのが現状です。ちょっとこの部分につきましては、今後ユキノチカラさんと協議をしていくということになりますし、あと令和5年度につきましても新たな商品開発、高校生のアイデアを入れた形での商品開発に、引き続き事業者と取り組んでいくということを考えているところです。現時点で、販売になるかまではちょっと結びついていないというのが現状でありました。

委員長 中村ひとみ君。

4番 8ページの下段、外国語指導助手派遣業務委託料、あとは講師派遣業務委託料の上のほう金額が大きいのですが、この詳細、例えば講師の人数ですとか、国籍ですとか、派遣先ですとか、下の講師の派遣の内容も分かる程度で結構ですので、お願いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 外国語指導助手派遣業務委託料についてお答えしたいと思います。

こちらのほうは、小学校、保育所に外国人英語講師として派遣をさせていただいておりますインタラックという会社に派遣をお願いして、令和4年度につきましては、トーマスというイギリスからの外国人が来ていただきまして、保育所週1回、あと4日は小学校を回ってですが、講師として回っていただいたという部分で、その講師に係るインタラックへの業務委託料という形になります。

中学校につきましては、町で雇用している職員になりますけれども、エリオットという外国人講師がいますので、外国人講師は町で雇用している人が1人、あと業務委託している人が1人の2名体制で、保育所、小学校、中学校、そして英会話教室についてもまずやっていただいているという状況にあります。

委員長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。そうすると、小学校のほうは授業の中に英語クラスというところで、この派遣の先生が教えているという形でよろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 この外国語指導助手が小学校の英語のほうにまず入っていただいて、教えていただいておりますし、令和4年度は1人だったのですが、令和5年度、今年度からは、さらに小学校につきましても英語の専科というか、専門の教科を教えていただける先生講師が、いつもではありませんけれども、こちらのほうの小学校に

回っていただいて、外国人英語講師と連携しながら英語教育をしていただいているという状況にあります。

委員長 中村ひとみ君。

4番 新たに加わった方の国籍はどちらになりますか。

委員長 学務課長。

学務課長 北上管内の小学校を回っていただいている方は講師先生で、日本のというか、英語の免許を持っている先生になります。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、次に進めさせていただきます。

9ページから10ページ、質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 2点あります。

1点目は、指導主事設置事業、附属資料の137ページ下段になると思うのですが、こちらは小中学校に対しての事業だと思うのですが、先生方が専門的な指導を受けられるとても重要な機会なのではないかなと思っています。同様の事業が保育所、保育園に対してもあるのかどうかということをお聞きしたいです。

2つ目は、心の教室についてなのですが、補助資料だと141ページの事業なのですが、これは中学校での事業ですね。利用状況ですとか、効果ですとかについてお知らせいただきたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、附属資料の137ページの指導主事設置事業について、初めにお答えさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、教育委員会事務局のほうに県のほうから指導主事の先生1人来ていただいて、1人配置していただいて、学校等に指導していただいている形になります。その仕組み的な部分になるのですが、岩手県教育委員会から派遣されてきて、ほぼ半分は町で人件費分を負担する、半分は県で人件費

を見るというような形になっていきますので、町で見る分の人件費分が、この指導主事設置事業のほうで事業費と出ている626万3,000円になるということです。

小中学校の先生、学校に対して、いろいろ指導していただいておりますし、あと保育所、保育園からつなぎの部分で、実際この指導主事の先生も保育所、保育園にも行っていただきながら、保育所と小学校のつながりの部分がありますので、いろいろと保育園と連携を取りながら、そういった保育所部分の心配事と言ったらなんですけれども、そういった部分も酌みながら、まずやっていたりしている状況にあるということです。

続いて、141ページの教育相談員配置事業ですけれども、こちらのほうにつきましては、湯田中、沢内中学校に1人ずつ、心の教育相談員を配置させていただいて、生徒さん方の悩み事とか、進学のことについての悩みが一番多いと思いますけれども、そういった部分を聞いていただいているところでした。どちらの方も元保育士さんということもあり、子供さんたちもよく分かっている方々で、どちらかという、そういう不安とかストレス的な部分の相談というよりは、進学とか部活動をしている部分の悩みとか、そういった日頃の悩みのほうが多い状況にあります。当然そういった心の悩みの部分もありますけれども、これまでの経験というか、そういった部分生かしてもらいながら、学校とも連携を取りながら、対応していただいているという状況にあります。

委員長 北村嗣雄君。

1番 私のほうから、1件お伺いします。

附属資料の139ページになりますが、西和賀高校魅力化支援事業の中で、事業の概要ですが、高校生の語学研修についてですけれども、4年度においてはコロナ禍でもあり、国内研修になっていますが、これには10名ほど参加しております。たしかこの間の補正予算では、オースト

ラリアの研修を実施されるということで一応確認しているのですが、これの生徒が今回10名、去年決算になっているのですけれども、対象生徒が年によって違うと思うのですけれども、この選考基準というのは生徒希望者が全員参加できるようにしているのか、それとも何か基準を設けて、希望にもよると思うのですけれども、その辺どのような取組をされているか。

委員長 学務課長。

学務課長 語学研修についてお答えさせていただきます。

今年度でいいますと、オーストラリアに5人ということになりますし、前年につきましては語学研修施設に10人という派遣でしたけれども、その選考につきましては、学校のほうで希望を取り、そして人数が多い場合は学校で面談というか、審査等を行っていただいて、選抜をしていただいているという状況になりますので、その年によって希望する方々の人数は違いますけれども、学校のほうで対象になる方は選考していただいているという状況になります。

委員長 北村嗣雄君。

1番 多分年によっては取組が、生徒数の希望もあると思うのですが、ただ一つあれなのは、やはり希望する生徒が、例えば国外であれば多かった場合、当然選考基準が必要になってくると思うのですけれども、その辺生徒に対して、できるだけ生徒の希望に添った措置ができればなというのを感じるわけで、その辺予算についてどうのこうのではないのですけれども、やはりせっかくこうした取組は、生徒自身のお互いの取組ですから、その辺を希望したいなど、期待したいなどと思っています。

以上です。

委員長 学務課長。

学務課長 学校とも連携を取りながら話し合っていければと思いますけれども、応募していただいた生徒さんの意欲というか、そういった部分を見た形での選考になると思いますので、学校

とも連携を取りながら対応してまいりたいと思います。

委員長 北村嗣雄君。

1番 分かります。確かにそうだと思います。ただ、これにはやっぱり親御さんも高校にやっつて、こうした研修というのを、実際父兄の方からすれば感謝もあると思うので、それは選考に外れたとか何かというのはやっぱり残念がるというか、本人に対してもそうですけれども、その辺円満な取組がされればなと思います。あとは答弁よろしいです。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、それでは11ページ、12ページに進めさせていただきます。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、13ページ、14ページに進めさせていただきます。

刈田敏君。

11番 14ページの小学校の分の屋外遊具保守点検業務委託料ということでありまして、かなりほかでも事故等ありますけれども、実態どういう感じになっているのか。保守点検ということでありまして、その辺お知らせください。

委員長 学務課長。

学務課長 屋外遊具保守点検業務委託料についてお答えさせていただきます。

やっぱり一番大きく破損してしまうというか、被害があるのは雪解け、雪の影響によるもので、春先すぐに保守点検をかけている状況にあります。その点検結果によって、使用できるできないを判断して、使用できない部分については、まず使用禁止の部分にさせていただき、あと補正予算で修繕をかけるという形の流れになっております。

全体的な部分になりますけれども、やはり屋外遊具、劣化も進んでいる状況もあります。で

すので、こういった保守点検をかけながら、業者さん等の意見を聞きながら、安全に使用できる部分で対応してまいりたいと思っております。

委員長 真嶋実君。

2番 教育振興費のところで、附属資料の142ページのところに関わりますけれども、特別支援教育の関係ですけれども、中学校も含めて、この後一貫して附属資料のほうに、今年度から新たに特別支援教育の関係が上がってきているようで、昨年の決算資料を見たところ、附属資料のほうにちょっと見当たらなかったのですけれども、附属資料に上がるということはそれなりの位置づけが昨年までと変わってきているのか、あるいは内容的に変更点があるのか、その点含めて特別支援教育についての実情を教えてください。

委員長 学務課長。

学務課長 特別支援教育支援員配置事業についてお答えしたいと思います。

この部分、申し訳ありませんでした、予算書と予算説明書の部分をリンクさせたほうがいだろうということで、去年の決算書には載っていなかったと思うのですけれども、やはり予算との比較の部分のベースでリンクさせていったほうがいいと思いましたので、訂正というか、修正をさせていただいたというのが現状でありました。

(昨年予算書には上がっていたということかの声)

学務課長 予算説明書には載っているという形です。

委員長 普本歌織君。

3番 今出ていた特別教育支援員のことについて、私も質問させていただきます。

特別教育支援員の事業概要のところを見ると、教員とともに支援員が専門的に対象児童を指導していくという、高度な関わりが求められるお仕事かなと思っているのですが、会計年度任用職員で対応してくださっていると思うのですけ

れども、この先生方の研修の場ですとか、先生方との打合せですとか、効果的な指導のためもありますし、その方たちが不安なくお仕事をさせていただくために、そういうサポートはあるのかどうかということをお聞きしたいです。

委員長 学務課長。

学務課長 特別支援教育支援員配置事業についてお答えさせていただきます。

学校の先生方と連携を取りながら、サポートが必要な児童に対して支援していただいている状況にあります。この支援員さん方につきましては、北上管内で支援員をやっている方々の研修会がありまして、そちらのほうに参加していただきながら、指導方法等学んでいただいているところですし、あとは先生方と連携を取りながらということになります。

ただ、課題としては、町としてのやっぱり研修というか、そういった部分も必要なのかなと感じておりますので、その部分も検討していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 次に進めさせていただきます。15ページから16ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に進めます。17ページから18ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、19ページから20ページ。

唐仁原俊博君。

6番 部活動指導員謝金、附属資料だと145ページ、昨年度から始めて、今年度さらに充実して、湯田、沢内中学校それぞれ4名ずつ、部活動に1名ずつということでしたけれども、事業そのものとしては中学校教員の負担軽減を図ることなのですが、生徒のほうからのフィードバックというのはありましたか。

委員長 学務課長。

学務課長 中学校部活動指導員配置事業について

お答えさせていただきます。

部活動指導員を配置して、令和4年度各1人ずつ配置させていただいて進めましたけれども、実際その方々が今までも指導員的な部分で、部活動を指導していただきました。その指導員の方が引き続きその部活動に対してやっているので、生徒さん方からは、今までと特別指導方法を変えたわけでもありませんので、特に要望等は受けていないというところです。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。中学校の部活がかなり限定的だなということを言っている生徒がいたのです。それに対応するというのもなかなか難しい部分があると思いますけれども、こういう外の人を使った取組、協力してもらっての取組であれば、また新しい道もあるのかなと思いました。今後生徒の意向とか、保護者の意向とかも聞いて酌み上げていただきながら、検討を続けていただければいいかなと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 令和4年度は、試行的な形で1名ずつ、あと令和5年度は全部の部に配置ということでありますので、これからそういったご意見も吸い上げながら対応してまいりたいと思っております。

現時点で、部活動の平日の部分は学務課で部活動の位置づけで担当ということにしておりますし、土日の活動については、先生がつかない形で地域クラブ活動の位置づけということですので、生涯学習課のほうの事業で対応するという形にしております。そういった位置づけ、担当課は変わりますけれども、クラブとして動きは今までと変わらない形で動いておりますので、ただそういった、今後さらに地域移行のスタイルが進んでいって、将来的には部活動という位置づけではなくなる形になってくると思います。その移行に向けての課題としては、やっぱり地域クラブの体制づくりとか、受皿づくりになっていきますので、そういった部分、生涯学

習課とも連携を取りながら対応してまいりたいと思います。

委員長 高橋到君。

9番 関連です。外部指導者を招くということは、これは教職員の負担を減らすという働き方改革が関係しているのですか。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、教員の働き方改革、負担軽減も大きいですし、あと部活動の部分、各市町村もそうなのですけれども、やはり生徒数が減少してきて、各部の部としての活動がなかなか厳しくなってきました。今も、新人戦今週末行われますけれども、連合チームが各北上管内、ほかの地区でも組んで連合チームという現状もあり、やっぱり中学校単位での部活動は、今後なかなか厳しくなってくるだろうという国、県の考えもあり、そういった地域クラブでの、例えば西和賀で1つのソフトボール部、野球部1つとか、将来的にはそういう地域クラブでの動き、スタイルにしていくしかない部分の考えで、こういった動きが進んでいるという状況でもあります。

以上です。

委員長 高橋到君。

9番 そうしますと、今までは学校のクラブとして行っていたわけですよ。地域クラブ、そういうふうになると、予算づけは今後どのように町で出すのか、それとも県のほうからも来るのか、国からもらえるのか、どのような感じで捉えていますか。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘の部分が大きい部分だと思います。地域クラブとして運営していく部分の事業費、国のほうでもそういった補助事業を活用しながらみたいな部分もありますけれども、まだそこは正直はっきりとした形を見いだせていないという状況です。

ただ、令和7年をめどに、そういった形で進んでいければという話ですので、そういった部

分につきましては、今後地域のスポーツ団体を含めて、そういった体制づくり、組織づくりを考えていかなければならない部分だと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、21ページ、22ページへ進めさせていただきます。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、23、24ページへ進めさせていただきます。

普本歌織君。

3番 需用費のところなのですが、給食費の需用費、不用額が多いように見えますのですが、この理由を教えてください。

委員長 学務課長。

学務課長 学校給食費の不用額の部分についてお答えしたいと思います。

不用額が多いのは需用費、10節のところになりますけれども、大きいのは給食食材材料費の部分での不用額になります。食材高騰もありまして、比較的と言ったら申し訳ありませんけれども、ある程度余裕を持った形で予算対応させていただいたのですが、思ったよりは材料費を抑えることができた部分になりますので、そういったことがあって、ここの部分不用額が多めに出してしまったのかなと思っております。

委員長 普本歌織君。

3番 きっとそんな単純な話ではないかもしれませんが、食材を納める業者さんから納入単価のことですか、ほかの営業との関係で大変だとかという声を聞くこともあったり、町内の商店ですとか福祉作業所も協力してくれていると思うのですが、数字だけ見ると、その改善の余地があるのではないかなと。町内の業者さんを使っているということは、町内の業者が潤うようにという意味で使っているのかなと思うので、そこは改善の余地があるのではないかなと

思ったのですけれども、どうですか。

委員長 学務課長。

学務課長 食材の材料費の高騰とかの部分で踏まえると、そのような考え方もあると思うのですが、町内の事業所さんの部分の納入というか、取引というか、そういった部分を考えていかなければならない部分もありますので、やはり給食の食材の材料費については、学務課としては、今後も町内の事業所を使用していきたいと考えているところです。

委員長 普本歌織君。

3番 すみません、その方向でいいのではないかなと思うのですが、取引価格というか、業者さんが潤うような、そういう改善の余地はあるのかなと思って、それを伺いたかったです。

委員長 学務課長。

学務課長 大変申し訳ありませんでした。私のほうで、ちょっと勘違いをしていたようでした。

町内業者さん、その月によって回した形で給食のほうを納入していただいている形になります。やはりそういった単価的な部分は、事業継続と言ったらなんですけれども、いろいろ大きな部分につながってくると思いますので、そういった部分を踏まえながら、納入単価についてはいろいろ検討しながら進めていきたいと思えます。申し訳ありませんでした。

委員長 高橋宏君。

8番 私も給食センターについてなのですが、昨年よりオープンして運営しているわけなのですが、給食センターの供給電源については、長い目で見て有効であろうということで、オール電化というふうな採用で始まったと思います。残念ながら、電気料等の高騰が続いているのですが、当初予定したよりも光熱費、特に電気料などは、どの程度当初予定よりも高くなっているというか、費用が増しているというふうに分析しているのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、24ページ中段の給食センタ

一光熱水費についてお答えさせていただきます。

令和4年度光熱水費予算につきましては、電気料の値上げ等の要因により、12月と3月で210万円の補正をさせていただきました。最終的には1,145万8,000円で、決算額は1,445万140円とほぼ同額となっております。この光熱水費ですが、電気料、水道・下水道料金等になりますが、このうち電気料が高騰して影響を受けている状況ですので、電気料での比較でのお答えをさせていただきたいと思っております。

当初予算で見込んでいた電気料の予算ですが、820万円でした。補正対応等もさせていただきながら、最終的に決算額ですけれども、1,061万円で、241万円、29%、約3割ぐらいの増というふうになっております。ご指摘のとおり建築計画時においては、オール電化による光熱水費のメリットも挙げていたところでしたが、ここまで電気料の値上がりがあるというふうには想定できなかった部分が正直あります。

給食センターの対応というところになりますけれども、調理器具、一度に動かすとかかなりの電力消費になりますので、作業ごとに器具を使うような形で、いろいろ納入された調理業者さんからもアドバイスをいただきながら、できるだけ一気に電気を使わないような形での取組をまずセンターでもさせていただいているところです。ですが、実質的には当初予算との比較では、まず3割ぐらい増になっているという形になっておりました。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 現場では、現状を見てかなり努力されているということですが、給食センターの横にある病院も敷地内というか、隣に建設されていた病院では、バイオマスエネルギーといたしますか、チップを使っていろいろ暖房等使っていると。敷地を見ますと、それに時代的流れでも自然エネルギーとか太陽光とかということに、すぐに建設できるものではないでしょうか。

も、さっき見たときにオール電化で始まったことは事実ですので、現場でそういうふうな器具の使用方法によって抑える努力と、あとはそもそも電源をそういう自然エネルギーなどというような検討は、課内ではされていないのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 やはりオール電化ということで、電気料の消費の部分が大きな課題になってくるわけですけれども、いろいろ最初の計画時点においては、チップですか、の利用とかも最初は構想には出たりもしましたけれども、やはりその能力的な部分がありますので、現状としては病院の部分しかカバーできないという部分もあり、あとは給食センターという衛生的な部分もあるので、チップボイラー的な部分が近いと言っただけなんですけれども、そのすぐ近くでという形はちょっと好ましくないのではないかなという設計業者さんからのご指摘等もいただいたところでした。

いずれ電気料の部分については大きな課題であると思っておりますので、まず節電に努めながら、あと様々対応方法もあろうかと思っておりますので、そういった部分も課内でもいろいろ話をしながら対応できればなと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、25、26ページに進めさせていただきます。質疑のある方。

(なしの声)

委員長 それでは次に、歳出に関し、川舟保育所、それからせんだん保育所、そして新町保育所とありますけれども、この3件につきましては、最初川舟保育所から進めさせていただきますけれども、1ページ、2ページで進めさせていただきますので。

最初は、川舟保育所の歳出に対して、1ページ、2ページに対して質疑ありますか。

(なしの声)

委員長 次に、せんだん保育所1ページ、2ページ、ありますか。

(なしの声)

委員長 それでは、新町保育所、1ページ、2ページ。

普本歌織君。

3番 3園通してですけれども、いいですか。

委員長 はい。

3番 各園不用額が……

(まだですの声)

委員長 通してですか。

(3園通しての声)

委員長 最後……

(3園通しては最後の声)

委員長 それでは、新町保育所の1ページ、2ページ、質疑ありますか。

(なしの声)

委員長 それでは、3ページ、4ページ、質疑ありますか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して、質疑し忘れなどありませんか。

普本歌織君。

3番 大変失礼いたしました。こちらでお願いいたします。

3保育所の会計について質問させてください。各園不用額が結構出ているように見えるのですが、その要因をお伺いしたいなというふうに思いました。特に需用費のところ額が大きいようです。これは、各園にある程度購入を任されている項目でしてでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 各保育所の不用額のところ、特に需用費という部分でお答えをさせていただきたいと思えます。

こちらのほうも先ほどのお答えと同じになってしまうのですけれども、食材のほうの給食材料費の部分、食材高騰等もありましたので、ある程度対応できるように予算化していたという

ところですので、その部分で食材材料費の部分、思ったよりは抑えるというか、ことができたのかなというところでの不用額が発生したというところでは。

ただ、先ほどもご指摘いただきましたけれども、納入単価等の部分につきましては、いろいろあると思いますので、これからも納入業者さんと保育所さんと話し合っていければというふうに思っております。

委員長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。食材費のことについては分かりました。

ですが、消耗品費もほかの項目に比べれば、金額的には52万1,000円とか、少ないように見えるような気もしなくもありませんけれども、現場からすると結構な額が残っていると思います。ここのところというのは、各園で希望があったものということではあるのですが、まだ使える金額があるよとか、やっぱりこれぐらい使えるよと、必要なものは買うよというように指導とかアナウンスとか、そこのところがちゃんとしているのか、現場として使いやすい会計制度になっているのかということをお伺いしたいです。

委員長 学務課長。

学務課長 今ご指摘いただきました各園に予算的に割り振っている消耗品費等の部分につきましては、ほぼほぼ園で持っている予算枠は、消耗品については消費している状況になります。予算要求時において、こういったことで必要ですということで、予算要求を受けた形で予算化して、そして各園に査定後の額を今年はこのぐらいで行きますということで、まずお願いしている形になります。

ただ、一般質問でもありましたけれども、この中から本等の購入費という部分も出している部分もありますので、来年度要求に向けては、そういった部分も踏まえた上で、所長会議等もありますので、来年度に向けてこういった必要

な部分の経費につきましては、まず要求していくというか、要求作業をしていく部分での話し合いをもっとしていければなと思っているところです。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

1 番 同僚委員が聞いたので、ちょっと控えようかなと思ったのだけれども、私のほうから、同僚委員が質問した事項とは関係なくというか、除いてお聞きしたいと思います。

附属資料の146の総合給食センター管理運営費の件なのですが、事業費は実際かかったのは5,800万余りですが、ここの事業概要の中に正職員が4人、それから会計年度任用職員が7人となっていますが、これは合わせると11人ですけれども、私ども実際あそこの現場が完成したときセンターを見たわけですが、配食というのか、作業の配置に必要なだけ職員が必要で、この11人を実際任用されているのか、ちょっとそうなのかなと思ったのですけれども、その辺確認したいと思ってお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 総合給食センターの職員数の部分についてお答えさせていただきたいと思います。

湯田小学校、湯田中学校、沢内給食センター、3つが一緒になって、1つになって給食センターの施設ができたということです。ただ、こうやって1年と半年余り過ごしたわけですが、作業が効率化になって人員が減らせるかというふうな考えになるかというのと、まず施設的な衛生管理基準を上げるために、各消毒作業とか汚染区域、非汚染区域の移動に関しては移動が制限されたりとか、やはり一番は洗浄作業が多いということになります。各調理作業が終わってからすぐ洗浄作業をしなければならない。あと、作業上も工程上、逆に調理作業を踏まなければならない作業も衛生管理上増えているのが実情で、人数的な部分は、正直スタート段階では、11人といえどもなかなか苦労して回して

いただいたというのが現状だと思っております。

ただ、これから今月もちょっと下旬にほかの施設の視察等も行う予定で、職員と一緒にする予定にはなっていますけれども、やはり職員の動きの部分、作業上の動線、そういった部分、これまでの経験のところ、調理員さん方々経験を重ねて改良しながら、できるだけいい流れという部分を踏まえた形で作り上げてはきたところですが、ほかの給食センターの動きとか、そういった部分も参考にして、またさらに効率的な作業ができるような部分を目指していければと思っているところですので、人力的な部分に関しては、やっぱり衛生基準を上げることによって、なかなか減らせるかという部分は大きな課題なのかなと思います。

ただ、食数に比べるとこの人員でいいのかと、ほかの給食センター、類似施設的な部分でいうと、例えばもっと人員が少ないのではないかと、そういった部分もあるかと思えますけれども、様々先ほども申し上げましたけれども、ほかの施設を見たりとか、そういった経験面を踏まえて、いずれ給食作業に影響が出ない形での人員が必要だと思っておりますので、その部分はまず確保しながら進めていきたいと考えているところです。

委員長 北村嗣雄君。

1 番 ありがとうございます。私が今質問したのは、なぜ職員数をあれしたかというのは、作業工程でいわゆる料理される方の作業の状況からすると、移動ができないような、食品の衛生管理上、ああいう施設になっていると拝見してみても必要なのだなということは理解しているのですが、実は私思ったのは、この事業費、今回4年度の4月から開店して、まだ検証してもなかなか状況というのははっきり分からないと思うのですけれども、この5,800万ほどの経費の中に職員の報酬が合わせて2,000万ほど見込まれているのです、決算として。今学校給食を専門にセンターが稼働しているわけですが、

実際検証してこれから生徒数も減少する中で、いわゆる職員数の経費というのはなかなか減らせないと思うのです、人数をそんなに減らせない。今後の給食センターを運営していく上で、生徒数も少なくなる、そうすれば給食数も少なくなる。先ほど同僚委員も申し上げていましたけれども、その辺を含めて今後、病院の関係もあります、あるいは福祉的な配食の弁当なんかも町のほうで助成されているのですが、そういうのを含めて幾らかでも今後検証されていくのかなと思ったので、ちょっとその辺です。

委員長 学務課長。

学務課長 今ご指摘にあった部分ですけれども、給食センターの業務量のところは、1年と半年経過していますけれども、人の流れというか業務の部分は今検証というか、そういった部分をしているところです。まだやっぱり1年と半年というところですので、ちょっとまだ検討中としか申し上げられませんが、やはり給食業務のところの動きというか、そういった部分は、こちらのほうでも検証しながらいきたいというふうに考えているところです。

委員長 北村嗣雄君。

1番 私、報酬のほうで2,000万と言いましたけれども、保守点検委託料を含めて維持管理費なのです。これが2,000万ですので、ちょっとすみません。

以上です。

委員長 それでは、ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで、学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで、学務課への審査をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、11時5分ま

で休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管するのは、10款教育費であります。

生涯学習課より決算の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 こんにちは。生涯学習課長の柳沢です。よろしくお願いいたします。

初めに、生涯学習課の出席者を紹介します。課長代理、加藤一幸です。生涯学習とスポーツを担当しています。主査、高橋千賀子です。生涯学習と男女共同参画を主に担当しています。主査、高橋竜也です。芸術文化を担当しています。主査、佐藤達也です。スポーツを担当しています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会生涯学習課が所管する令和4年度の主な決算の内容について説明をさせていただきます。皆様に配付しております生涯学習課を抜粋した決算書で歳出から説明いたします。

決算書5ページを御覧ください。10款4項1目社会教育総務費です。社会教育総務費は、町民大学講座や高齢者大学講座事業、子育て家庭教育支援事業、まちづくり出前講座、男女共同参画推進事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業、二十歳のつどい記念事業といった各種事業に係る講師謝礼や消耗品費などの費用と、当課所管の公用車、旧左草小学校の維持管理費用と社会教育団体への補助金となっております。

決算書7ページを御覧ください。10款4項2目公民館費は、地区で管理しないこととなった旧公民館の維持管理費用となります。

続いて、10款4項3目図書館費です。川尻図書館室、太田図書館室、さわうち病院図書館室の維持管理費用と移動図書館車の維持管理費用になります。2節給料、3節職員手当等は、太田図書館室の管理人の人件費となります。14節工事請負

費194万7,000円は、読書環境を整備するため、太田図書室の照明器具の改修、LED化とエアコンを整備したものです。17節備品購入費262万7,000円では、新刊等図書を198冊購入しております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、図書除菌機を2台、サーマルカメラ1台を整備したものです。

9ページを御覧ください。10款4項4目民俗資料館費及び10款4項5目美術館費です。資料館と美術館、デッサン館に管理人を配置し、管理業務委託料や施設の維持管理費となっております。5目美術館費、10節需用費修繕料300万1,000円ですけれども、雪害により破損したデッサン館の屋根、玄関ポーチの手すり等の修繕を行ったものです。こちらは、建物災害共済金の対象となっております。

9ページ中段からは、10款4項6目文化創造館費となります。文化創造館の会計年度任用職員の人件費や総務費と施設の維持管理に関する費用、そして青少年劇場や中学生演劇事業、銀河ホール常設公演事業などの自主事業に係る費用となります。7節報償費13万3,780円は、あり方検討委員及び意見交換会への出席者への謝金となっております。定住自立圏民俗芸能公演出演謝金は、圏域の民俗芸能の保存を目的に、圏域主催公演に相互に団体の派遣を行うこととしており、当町からは胆沢郷土芸能まつりに坂本神楽団を派遣し、当町へは町民文化祭に奥州市の金津流石関獅子躍の受入れをしております。

12ページを御覧ください。12節委託料ですが、備考欄の上から2行は、管理人及び清掃作業員の業務委託料です。次の電気工作物からピアノ保守点検業務委託料までが各種設備の保守委託料となります。演劇指導業務、銀河ホール常設公演業務は、自主事業に係る委託料となっております。その次のホール内座席抗菌コーティング業務委託料77万円とあるのは、感染症臨時交付金を活用し、ホールの座席に特殊薬剤の塗装を行ったところです。

13ページを御覧ください。13ページからは、10款5項保健体育費となります。1目保健体育総務費は、学校開放事業やクロスカントリースキー大会事業、漕艇競技事業、スポーツ団体各種スポーツ大会等の助成金などとなります。同じく13ページ下段からは2目体育施設費で、各体育施設の維持管理費用となります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、体育施設各施設に配置している管理人等の人件費となっております。

16ページを御覧ください。10節需用費、修繕料498万9,597円は、旧川尻小学校体育館の雪害によるガラスの修繕が64万円、湯田農業者トレーニングセンターのドレンヒーターの修繕に19万円、同じく駐車場補修に72万6,000円、そのほか各施設の30件分の修繕費用となっております。12節委託料の1行目、川尻体育館解体工事実施設計業務委託料396万円ですが、解体工事に向けて実施設計業務を委託したものです。

18ページを御覧ください。14節工事請負費は、感染症臨時交付金を財源とし、志賀来ドームと錦秋湖グラウンドのトイレの洋式及び水洗化工事を行いました。17節備品購入費ですが、圧雪車3,245万円は、志賀来スキー場の圧雪車を更新したところです。

最後に、決算書1ページを御覧ください。生涯学習課の歳入となります。15款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育費使用料、2節社会教育費使用料では、文化創造館の施設利用者の増加に伴い、使用料収入が前年度より大きく増加しております。

4ページを御覧ください。志賀来スキー場の圧雪車購入及び川尻体育館解体工事実施設計業務委託について、起債を財源としたものとなっております。

次に、決算附属資料について説明いたします。決算附属資料の147ページを御覧ください。科目10・4・1社会教育総務費、教育振興運動推進事業37万5,000円は、湯田地区、沢内地区、

各教育振興会の活動に対して補助を行いました。

下段の町民大学講座事業では、絵画教室ほか各種講座を13回開催し、延べ172名の受講がありました。事業費29万5,000円のうち、24万5,000円は講師謝礼となります。

148ページを御覧ください。高齢者大学講座事業では、37名が登録し、2コースに分かれ各8回の学習会を開催しております。閉校式では、これまで1年間の学習成果を紙面で紹介しておりましたけれども、4年度についてはその場で発表し合うこととしまして、スコープ三味線や紙芝居の読み聞かせを銀河ホールのステージで披露し合ったところです。

下段の成人式記念式典開催事業、二十歳のつどいは、コロナ感染症により延期となっていた令和3年度対象分と合わせて、2年度分の開催をしております。

150ページを御覧ください。男女共同参画推進事業では、町の男女共同参画の普及啓発を図るため講演会の開催と、令和4年度で期間が満了となる男女共同参画プランの第2次計画の策定を行いました。

下段の学校支援地域本部事業は、県の補助金を活用し、学校が行う農業体験や伝承活動、読み聞かせなどの活動を支援するためコーディネーターを配置し、地域ボランティアの依頼や広報紙の発行を行っております。事業費は、コーディネーター等の活動謝金が35万8,000円、消耗品費が7万4,000円、あとボランティアさんの保険と保険を掛ける手数料などで4万4,000円となっております。

151ページを御覧ください。科目10款4項6目文化創造館費の部分となります。青少年劇場開催事業は、児童生徒に優れた舞台芸術を直接体験いただく機会として開催しており、4年度は落語を町内小学校の全校児童に鑑賞していただいております。

下段の中学生演劇講座事業では、演劇を通じて豊かな感受性や創造力の養成、コミュニケー

ション能力の育成を図ることを目的に開催しております。3年ぶりに沢内中学校でも開催することができました。事業費93万2,000円のうち、73万2,000円が演劇指導者への業務委託料となっております。

決算附属資料の237、238ページを御覧ください。生涯学習の推進についてということで、10款4項1目社会教育費に係る事業の内容、受講者数などを各事業ごとに掲載しております。

239ページを御覧ください。10款4項3目図書館費に係るものです。読書活動の推進として、各図書室と巡回図書の貸出状況などを掲載しております。

240ページを御覧ください。文化創造館費、銀河ホールの事業内容となります。利用状況につきましては5,506人と、令和3年度の1.9倍の利用がありました。2番の自主事業の状況ですが、銀河ホール常設公演として3事業を開催しております。

241ページを御覧ください。生涯スポーツの推進として、体育関係の事業、各施設の利用状況を掲載しております。

以上で令和4年度決算の概要について、生涯学習課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようにございますので、次に歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。

最初に、5ページから6ページ、質疑ありませんか。

唐仁原俊博君。

6番 歳出のところの講師謝礼に入るかと思いますが、附属資料の150ページ上段、男女共同参画推進事業、ここでの謝金とかは、この講師謝礼に含まれているということではないのですか。

(何事かの声)

6番 こっちのほうから、それについての質問ということで、啓発事業、仕事も暮らしも充実したい「ワクワクワーク・ライフ・バランス」、これ参加が14名ということでしたけれども、男女比とか年齢層ってどんなものだったかなというのを聞きたいと思います。というのも、育児とか介護とかのことを考えれば、男性もやっぱり受講しないといけないものだろうなと思っ
ていまして、実際どうだったのかなと。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 すみません、お待たせしました。

14名の参加ですけれども、男性が5名、女性が8名、無回答が1名となっておりますが、こちらは女性だったと思っております。

以上です。

(年齢層の声)

生涯学習課長 失礼しました。年齢層は20代から30代までが1名、40代が1名、50代が2名、60代が5名、70代が4名、無回答が1名の14名となっております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。年齢層、結構幅広い層が受講しているのはすごくいいことかなと思えました。というのも、やっぱり年配の方と若い方でいろいろ意識が違ったりすると思うので、そういう話が町民大学で行われているのであれば、すごくいいことかなと思います。

委員長 普本歌織君。

3番 私のほうからも、今質問があった同じ男女共同参画推進事業について伺いたいと思
いました。

この決算額のほとんどが印刷費なのかなというふうに思いました。この事業、町民の意識を向上するという目的になっていると思いますが、事業の効果というか、この内容と決算額で、これで十分であったのかどうかということについてお聞きします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 この決算額ですけれども、生涯学習課のほうでは普及啓発を主に行っております。男女共同参画に対する講演会などを開催しております。その講演の謝金については、町民大学事業とも合同でやったりすることもあるので、今回のこの謝金については、策定に係る委員さんに対する謝金となっております。

費用につきましては、昨年度男女共同参画の第2次プランを策定したところです。その内容としましては、各課で取り組む内容が掲載されております。その事業に対する予算については、各課が予定している事業を各課が予算取りをして進めるという形になっております。今回の4年度の部分に関しては、委員の策定に係る謝金ということとなっておりますし、普及啓発事業としては講演会を1回開催した部分の内容ということになっております。

(事業の効果の声)

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 事業の効果ですけれども、目に見えてということではないのですけれども、男女共同の講演会のアンケートなどでも男女共同に対する、今回はワーク・ライフ・バランスでしたけれども、そういった基礎的な部分を学習していただいて、広めていきたいというふうに思っておりますので、そういった学習会のアンケートですけれども、まず用語が分からないことが知れてよかったですとか、今後の生活の見直しに役立てていきたいというようなアンケートなどをいただいているところです。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは進めます。

7ページから8ページ、質疑を許します。

真嶋実君。

2番 公民館費についてお伺いします。

先ほど地区で管理しない施設についてということでしたけれども、対象が何施設あるのかと。

加えて、昨年度の予算でいくと、消防施設点検ですか、20万円の予算に対して19万5,000円ほど不用額になっていますけれども、当初の予定と変わってきた経緯をお知らせいただきたいと。加えて言うと、今後この公民館費というのは、こういうのが続いていく前提であるのか、場合によっては取壊しとかになるとこういう費目が対象になるのか、すみません、お伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館費、管理しない公民館ですけれども、全部で7施設あります。集会所への移行の際に、地区で管理しないといったところの施設になります。

その次の消防施設費の部分ですけれども、こちら予算額ゼロですの出ていないのですが、12月補正でゆだ高原駅公民館の除雪作業委託料18万2,000円を予算計上させていただいたのですけれども、その辺の道路除雪等と、あと雪の状況で除雪業務委託料を使用しませんでしたので、その部分が全額不用額となって残っております。消防設備保守点検については、予定どおりの執行となっております。

公民館費についてですけれども、この施設を今後解体等進めていきますので、その処理が全部終わるまでは、公民館費として生涯学習課で所管していくこととなっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 下のほうの図書除菌機200万ということで、2台ということですから、1基100万ぐらいするのでしょうかけれども、図書の除菌なのでしょうけれども、効果といたら図書の除菌となるのでしょうかけれども、どのようなもので、どのように使用されたかについてお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 図書の除菌機ですけれども、こちらは県立図書館など、ほかの図書館などでも導入されているものですが、今回購入したのは本を6冊まで一回で処理できるもので、紫

外線を照射しまして、除菌するものになっております。今回選んだ部分に関しては、送風機能もついておりましたので、本の中に挟まっている小さなほこりですとか、そういった部分も吹き飛ばせるような形で、1回につき45秒照射するというようなものとなっております。小さなほこりですとか、各家に持って帰って読んでいたりするものですので、そういった部分で除菌するという形になっております。

使用については、両方の図書室に置いてありますし、個人でも説明を聞けばすぐ利用できるようなものとなっておりますので、借りた本人が除菌するという作業も可能となっております。ふだんですけれども、そういった利用の合間に図書室の管理人等が、貸出しがあつて返却があつた本などをまとめて除菌をした上で、本棚に戻すといったような作業などにも使用しております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 生涯学習課でのものなのでしょうけれども、例えばほかの施設等でも希望すれば利用できるというふうに考えていいのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 庫内に入るものであれば、持ち込んでいただいても利用できます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、9ページ、10ページに進めさせていただきます。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、それでは11ページから12ページ、質疑を許します。

(なしの声)

委員長 ないようですので、13ページから14ページ。

高橋宏君。

8番 私からは、クロスカントリーのスキーの大会についてだったのですけれども、私も現場

に行ってみたのですけれども、令和4年度というか、3,000万かかる立派な圧雪車を購入いたしました。大会を見てみますと、いわゆるショートコースというか、目の前に見える山を使ったコースの巡回で、前の圧雪車のときには、なかなか時間がかかるということで、ずっと長いコースのほうまで行けないということだったので、新しい圧雪車を購入したことによって時間短縮というか、整備にかかる時間も短縮になったと思うので、そちらのいわゆる前にも使っていた長いコースを使用したレースはできなかったのか、なぜ今回ショートだけの大会になったのか、その点についてお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 クロスカントリースキー大会についてですけれども、クロスカントリーコースの旧コースにつきましては、平成30年度にクロスカントリースキーコースの活用検討委員会という形で、コースの中にある排水路ですとか、そういった危険性がある場所もあることや、林の中で夜間の照明もないということで危険なところもあるといったような部分から、活用の見直しを図って、新たにコースを整備したところになります。ですので、活用委員会のほうでもスキー連盟の方の蛭沢さんという方の意見もあり、新コースを正面で最初から最後まで見られるような形のスプリントタイプの大会ができること、旧コースですと、スタートしてしばらくすると、もう林のほうに行っても何も見えないというような状況でしたけれども、新コースを利用した形での大会ですと、スタートからゴールまで全て観客も見られるというような形で、特徴的で、そういった新コースを整備することがいいだろうということで新コースを整備したもので、それに沿って新コースの中でできる大会ということで、スプリントの大会を開催しております。

実際、令和元年度にコースを整備しましたが、最初の元年度は積雪不足でしたし、おとしはコロナで中止になったということで、

まだ新たなコースで2回しか開催はできておりません。令和2年度に新たなコースで初めて開催したところでした。その際に、初めてのこともありますし、いろいろ意見なども聞いたところでした。それを受けて、3年度の大会の前にコース自体のコース検討委員会を開催して、新たなコースを生かした大会のあり方について意見をいただいて、昨年度のスタイルとなったところでした。3年度からできればよかったですけど、3年度はコロナで中止となったものでしたし、4年度に新たなコースで、コース検討委員会を交えた上での新たな大会要綱によって開催できたというものになります。

クロスカントリーコースの平成30年度の検討において、まずコースのほうは新コースのほうで行うということで進めておりましたので、旧コースのほうの活用は今のところ考えていないというところになります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 新コース、旧コースというのは、いわゆる前の5キロずっと奥に行ったコースを閉鎖で、巡回の3キロコース、田んぼをずっと通ってくるコースは残っているというふうに私は理解しているのですけれども、スキーはご存じのとおり、フリーとクラシカルという走法が2つあります。いわゆる今の大会ですと、登って下りて、登って下りて、アルペンスキーみたいなというか、フリーの部分が多くて、いわゆるクラシカル部分は鍛えられないというか、なかなか習得が厳しいのではないかなと思います。

大会は、運営上で問題があって、短くするかということはあるかもしれないのですけれども、長いコースをじっくり滑ることによって、クラシカルフォームも身につきますし、今まで全国級の選手を輩出してきたというのは、そういうこともやってきたからということだと思います。新コースは新コースのよさがあるのですけれども、旧コースは旧コースのよさがあっ

て、それで今までクロスカントリーにおいて、本当に全国レベルの選手が出たということを考えていきますと、せっかくすばらしい圧雪車も入りましたし、整備には前ほどの時間もかからないと思います。そういう競技力のアップという点から、長いコースというか、それも練習で使うようなというふうな検討はされていないのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 クロスカントリーコースの旧コースの部分ですが、私の認識不足で、3キロ、奥まではやっているというところは、ちょっと私、認識しておりませんでした。練習用に多少3キロまで整備を行っているというふうな状況だということです。

大会自体に関しては、大会のコースの検討委員会の際に、人口減少もありまして、クロスカントリースキーも競技人口がどんどん減っているということもありますので、そういった競技人口拡大に向けた形で、楽しい大会、楽しさを体験していただく、特に低学年については、そういった部分の工夫も必要ではないかといったようなアドバイスをいただいておりますので、そういった部分でスプリントの大会はほかにもない大会になっております。普通の競技大会であれば、県内どこでもやっておりますので、スプリントの大会というので、この町にしかない部分という面で、ちょっと差別化もできるのではないかとといった部分もありますし、まず始めたばかりですので、大会自体についてはもう少しスプリントのほうで進めさせていただきながら、あとは意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

旧コースについてですが、新しい圧雪車を購入したところ。作業効率も大分上がっておりますけれども、旧コースのほうも日々の業務とすると、ちょっと整備時間は性能がよくても時間を要するものもありますし、それを運転する従事員に関して、今のところ継続して勤

めていただいておりますけれども、季節雇用でもありますので、次の年にその人が来てくれるという保証はないというところもありますので、そういった従事員の確保を行いながら、練習のコースであれば、できる範囲で対応していきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 今のクロスカントリースキー開催事業に関連するところなのですが、町のPRも兼ねていますよという話なのですが、町内のスキー場の情報というのが、ネットで公開されている情報が非常に少ないかなと思っていて、例えばクロカンの大会がありましたよというのが新聞に出たとして、どんなところなのだと見たときに、何も分からないに近い状況かなと思っています。

ちなみになのですが、志賀来スキー場に関して、グーグルマップで口コミが書かれていて、それに「コソ練するには最高のゲレンデです」というのが書いてあったのです。コソ練というのは、こっそり練習という意味です。これは何を言いたいかといったら、人が全然なくて、滑り放題で、人に迷惑かけないし、こけようが何しようが見られていないということ。多分言いたかったのだと思うのですが、なのでPRができれば、そういう需要もあるというふうに思いますので、圧雪車とか購入したとか、せっかく整備するとか大会やるのであれば、そこまで考えていただいたほうが、より購入したかいがあるかなと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 確かに施設につきましては、町のホームページで大会などの要項ですとか、結果ですとか、そういった部分は掲載しておりますけれども、そういったPRは少し不足しているのかなというふうにも思いますので、ちょっと検討していきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に進めさせていただきます。15ページから16ページ。

真嶋実君。

2番 10節需用費です。不用額が345万1,000円ほどになっていますけれども、内容をお知らせください。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 体育施設費の需用費の不用額ですけれども、体育施設費については、トレセンですとか各施設、10施設ほどの事業予算となっております。不用額のほうで大きいのは、燃料費が112万円、光熱水費で112万円、修繕料で93万5,000円が主な不用額となっております。

以上です。

(不用額になった理由の声)

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 主な要因ですけれども、光熱水費につきましても、電気料の高騰がありましたので、その分予算を多めに確保していた分が不用額となったものですし、燃料費の部分につきましても、2月以降スキー場の雪がちょっと落ち着いたということで、想定よりも燃料費が少なく済んだという部分となっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、17ページ、18ページに進めさせていただきます。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れなどありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、お諮りをいたします。

これで生涯学習課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで生涯学習課への質疑をひとまず終了し、次の建設課の審査に移るため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

次に、建設課の審査を行います。建設課が所管するのは、2款総務費、8款土木費、11款災害復旧費であります。

建設課長より決算の説明を求めます。

建設課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、よろしくお願いたします。

決算概要について説明を申し上げる前に、委員各位にはご協力いただきまして、人材研修としても活用していただく趣旨により、当課からも職員3名を随行させていただきましたので、紹介をさせていただきます。川本課長代理でございます。主な業務は、国、県への要望活動に関する事業調整や住宅、流雪溝関連業務を行っております。なお、必要に応じまして、課長代理からも説明や回答をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、高橋技術主査でございます。主な業務は、公共土木事業に係る計画、施工の事業総括、町道、橋梁、河川及び水路等の新設、改良に係る国庫補助なども含めた事業対応や公共土木施設災害復旧に関する業務を行っております。

次に、大島技術主査でございます。主な業務は、所管する機械、車両の維持管理、冬季交通確保対策として実施しております町道除雪関連の業務を行っております。

最後に、建設課長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、改めまして令和4年度建設課所管の決算状況について概要を説明させていただきます。委員の皆様のお手元に配付させていただきました当課所管の一般会計歳入歳出決算書の一部抜粋版により、また事業ごとの詳細につき

ましては令和4年度決算附属資料にてご確認いただきます。

それでは初めに、歳出についてです。決算書5ページ、6ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の12節委託料、錦秋湖SA臨時乗入誘導業務委託料は、国道107号の通行止めに伴い、秋田自動車道の湯田インターチェンジと北上西インターチェンジ間の無料通行措置が取られ、その際湯田インターチェンジを利用するには遠回りをしなければならない天ヶ瀬地区住民を救済するために、NEXCO東日本のご配慮により、峠山オアシス館付近の緊急開口部の非常用ゲートを利用し、錦秋湖サービスエリアのパーキングに直接乗り入れができるようになったことから、その際にゲートの解錠、施錠、乗り入れ車両の確認、入場券の配布や誘導業務を行っております。実績といたしましては、令和3年10月から昨年、令和4年の11月まで、利用申請者は41名でございます。利用の延べ人数に関しましては391人、回数としては3,323回の利用というふうになっております。

続いて、次のページです。7ページ、8ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、10節需用費の支出済額3,500万円余りのうち、修繕料3,159万9,629円は、道路路面の劣化による補修や側溝、ガードレール等の道路安全施設の修繕のほか、道路維持車両の修繕に要した支出でございます。12節委託料の橋梁定期点検業務委託料は、橋梁等の道路施設について、メンテナンスサイクルを図るために義務づけられております5年に1回の点検業務でありまして、令和4年度は橋梁35橋の点検を行っております。

次のページになりますが、道路環境整備業務委託料274万7,800円は、山岳観光振興のため登山遊歩道、登山口につながる町道等4路線のパトロールや草刈り、簡易修繕等を町内建設業者にて委託したものであります。14節工事請負費

です。町道上野々線ほか側溝改修工事、町道湯田下左草線の舗装補修工事、町道川添線道路擁壁改修工事のほか、区画線設置工事を施工しております。

2目道路維持費の詳細は、決算附属資料127ページと128ページにも詳細を記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。127ページ、128ページでございます。

次に、3目道路除雪費ですが、2節、3節、4節までは、会計年度任用職員として採用を行っております除雪作業員に係る給与等の人件費でございます。また、7節報償費4万円の支出ですが、除雪作業員の表彰規定に基づき2名の表彰を行ったことに伴う費用でございます。10節需用費は、除雪機械のチェーンやカッティングエッジなど消耗品の購入や除雪機械の燃料費、車検整備等に伴う修理費に支出したものでございます。

次のページをお開きください。12節委託料の町道除雪排雪業務委託についてですが、昨年度から除雪業務に関しましては、新たに業務の一部を委託しており、町内8基地のうち、貝沢基地管轄路線と中村基地管轄路線と長瀬野基地管轄路線のそれぞれ一部を委託方式に変更いたしました。委託路線数は53路線、延長42キロとなっており、総除雪延長193キロメートルに対し、22%の割合となっております。その他詳細は、決算附属資料の220ページ下段、Ⅲ、町道の維持管理、1、維持関係、(4)、除雪業務に記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。いずれにせよ、人口減少、高齢化により作業員確保は厳しい状況となっておりますが、今後委託路線数、延長を拡大させることを検討しております。西和賀町の除雪技術の継承と安心安全な交通確保対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、14節工事請負費では、前年度に引き続き、町道鍵沢線の防雪柵設置工事を実施しております。17節備品購入費ですが、ロータリー除

雪車1台の更新について令和3年6月に契約締結をし、年度内に納車となる予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大やウクライナ情勢による影響で、製造、納品まで長期間が必要になったことから、予算の全額を令和4年度に繰り越したもので、令和4年7月に納車となっております。14節工事請負費、17節備品購入費につきましては、決算附属資料の129ページに記載がございます。

決算書にお戻りいただいて、11ページ、12ページから次のページにかけまして、4目道路新設改良費の決算額を掲載しております。14ページ上段の12節委託料、交通現況調査業務委託料は、今後の道路改良計画及び維持管理等の基礎データを得ることを目的に、交通量調査を実施いたしました。

次に、5目橋りょう費、12節委託料は、決算附属資料130ページをお開きください。決算附属資料130ページにございます橋梁改修事業として、橋梁補修工事に係る積算資料作成業務、対策検討業務及び補修工事設計業務を委託しております。また、令和3年度からJR協議に時間を要したことにより、繰越事業としておりました町道丸子峠線の緑橋などの補修工事設計業務を実施しております。14節工事請負費は、令和3年度からの繰越事業として実施した町道清水川の樺沢線の樺沢橋梁補修工事（その1）と、令和4年度事業として実施したその2工事を実施しており、本橋梁補修工事は全て完了しております。また、町道前田線の井出橋の補修工事の一部を実施したほか、同橋梁工事の未完了分と町道弁天線弁天橋の補修工事につきましては、令和5年度に繰り越しております。

続いて、3項河川費になります。決算附属資料131ページも併せて御覧いただきたいと思っております。12節委託料は、細内川ほか2河川の測量設計委託料となります。14節工事請負費は、同河川の改修工事に係るものですが、普通河川細内川については改修延長の規模が大きいため、

令和5年度以降も継続して取り組むこととなります。また、令和3年度からの繰越事業である巢郷川の改修工事は、令和4年度をもって完了しております。

次に、4項都市計画費ですが、湯本地区の湖岸公園管理経費となります。

続いて、5項住宅費です。15ページ、16ページをお開きください。建設課で所管しております公営住宅の維持管理について、10節需用費、修繕料ですが、退去に伴う修繕のほか、老朽化に伴う突発的な修繕も増えております。予防保全の観点から、町では長寿命化計画に基づき、計画的に改修工事を実施しておりますが、令和4年度につきましては対象がありませんでした。

なお、令和5年度以降につきましては、順次居住性向上のため、断熱を含めた屋根、外壁等の改修や、長寿命化を図るための給配管等の改修などを行っていくこととしております。

18節負担金、補助及び交付金の住まいづくり応援事業補助金36万円の支出ですが、住宅の水洗化工事、バリアフリー工事、断熱工事、耐震補強工事のいずれかを町内業者が施工する場合に、その経費の10%を補助するものでございます。令和4年度につきましては、3件の補助金交付を行っております。

その他、住宅関連の詳細につきましては、附属資料の132ページと、飛びまして、223ページから225ページにも記載がありますので、併せてご確認をお願いします。

土木費の歳出に係る説明は以上のとおりでございます。

次に、11款災害復旧費です。令和4年度は、単独事業として道路1路線と河川2か所の対応を行っております。

続いて、歳入についての説明です。抜粋決算書の冒頭に戻っていただきまして、表紙をめくった1ページと2ページになります。15款1項6目土木費使用料の590万900円の収入未済は、町営住宅使用料1件と、特定公共賃貸住宅使用

料2件に係るものですが、全て過年度分のものとなっております。詳細は、決算附属資料225ページに記載しております。

16款国庫支出金の2項国庫補助金は、現年の道路橋梁に係る5事業に対して7,651万6,000円と、冬期の豪雪による臨時の道路除雪補助金4,900万円の交付を受けており、繰越事業分として除雪機械整備に係る補助金1,948万5,000円、橋梁改修事業費補助金2,383万円の交付を受けております。

3ページ、4ページをお開きください。23款町債では、土木債で合わせて1億6,890万円の借入を行い、各事業の財源として充当しているものでございます。

以上で建設課に係る決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 建設課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、次に歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。

最初、5ページから6ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、7ページから8ページ。

(なしの声)

委員長 ないようですので、9ページから10ページ。

(なしの声)

委員長 ないようですので、11ページから12ページ。

刈田敏君。

11番 11ページの除雪オペレーターの件です。本当に除雪する人が少ないということで始めたわけですが、数字的にこの状況について

分かるものがあればですし、どういう感じだったのかお伺いいたします。

委員長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ただいまのご質問は、確保対策としてSNSの活用事業を行わせていただいた昨年から始めた初めての事業でございます。状況につきましては、委員の皆さんもよくご存じだと思いますが、人口減少の中で、除雪作業員の確保が非常に厳しくなっている状況の中、そういった意味も含めまして、新たに高齢化の問題もあることから、若年層層の除雪作業員の雇用を目指すべく、SNSを活用させていただきまして、ユーチューブやInstagramなどを使いまして、広くPRをさせていただいたところでございます。ユーチューブに関しましては、チャンネル登録者数109人、最多視聴回数といたしましては4万7,000回、高評価として170件ございました。Instagramにつきましても、フォロワー数が119人、インプレッション数、最低になりますけれども1,372回、いいねの回数が38回ということでございます。

いずれ私も昨季は当課にいなかったわけですが、観光事業としてInstagram等PRをさせていただいた中で、ウエスタンブルズというコピーの名称も非常に好評でございまして、いろんなところで話題となっております。そういった意味で、今年度からは町外に限らずの雇用も含めまして考えていこうということで、地域おこし協力隊の募集なども始めることとしておりまして、積極的にPRをしていきながら、技術的な継承も含めて進めていければなというふうに考えておるところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 いろいろな方面で私も広めていたのですが、SNSをやったことで情報とか、何かそういう問合せとかもあったわけですか。

委員長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 直接これに関して、ど

うこうといったことはなかったというようなこととでございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 今の除雪オペレーター確保対策SNS活用業務についてなのですが、映像自体は結構男性っぽい感じの映像だったと思うのですが、ただああいうのを見たときに、女性で応募したいなという人も出てくるだろうと思うのです。そのときに、例えば問合せがあったときに、受け入れられるような状態なのかというのはどうでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ご指摘ありがとうございます。現在は、大型トラックなども女性が運転している、もしくは重機なんかも操作されているという事例も私もよく見かけます。決して除雪作業員は、男女といったことはございませんので、募集要項も見ていただいて分かるように、女性でも決して駄目といったことはございませんが、ただそういった事例がちょっと今までなかったものですから、受けることはできませんけれども、現状として受入れ態勢として基地の状況、例えばトイレの問題ですとか、そういった部分については少し検討の余地はあろうかなというふうに考えておるところです。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 やっぱり面白そうだなと思って来てくれる人がいた場合に、逃さないように対策を取っていただければいいかなと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、13ページから14ページのほうに移らせていただきます。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、15ページ、16ページに移らせていただきます。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 住まいづくり応援事業補助金について伺

います。附属資料の223ページのところにも、町内経済への波及効果にも寄与しているというふうには効果のほう書かれてあります。この周知の方法はどのようなものだったのか、それが十分だったのかということをお聞きします。

委員長 川本課長代理。

建設課長代理 ただいまの住まいづくり応援事業の周知の方法についてお答えしたいと思います。

こちらのほうの周知の方法ですが、広報とホームページのほうに記載をしております。あと、事業所の関係のほうの説明は、昨年度は行っておりませんが、以前過去において、事業所にも説明をしており、事業所のほうの方からの問合せ等あったときには、速やかにご説明したりとかせております。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 それで十分だったという評価でよろしいですか。効果があるというものなので、十分皆さんに周知できるといいなと思ってした質問です。ありがとうございました。

(一応回答してください、質問なのでの声)

委員長 川本課長代理。

建設課長代理 ただいまのことについての回答ですが、昨年度は予算のほうには、足りるところまではいかない年もありましたが、例年予算に近い状態で、あと補正をした年度もあります。今年度においても、ほぼ予算の範囲に近い状態でいきますので、問合せがあった件で大体積算して行って、もしも足りない場合については、補正等で対応しようというふうな形で体制は取っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れたなどありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた

します。

これで建設課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで建設課への質疑をひとまず終了し、次の上下水道課の審査に移るため、1時35分まで休憩いたします。

午後 1時25分 休 憩

午後 1時35分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

次に、上下水道課の審査を行います。

認定第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

上下水道課長より決算の説明を求めます。

上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、改めましてよろしくお願いいたします。

決算概要について説明申し上げる前に、委員各位にはご協力いただきまして、人材研修の場としても活用させていただき趣旨により、当課からも職員4名を随行させていただきましたので、紹介させていただきます。北島上下水道課長代理でございます。主な業務は、水道事業の計画策定、経営方針、予算決算に関する事など、水道事業全般について調整を行っております。また、料金改定や広域化事業についても担当しております。必要に応じて、課長代理からも説明や回答をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、新田主査です。主な業務は、水道企業会計に関する全般に対して担当しております。財務計画、資本計画、予算決算などの調整を行っております。水道料金などの調定、収納なども担当しております。

次に、藤原主任技師です。主な業務は、下水道事業、農業集落排水事業や浄化槽事業を担当

しており、同事業の来年度から予定している企業会計への移行などの調整を行っております。

次に、佐々木主任でございます。主な業務は、水道事業の水源、浄水、送水及び配水施設などの維持管理や水質検査、給配水管工事などを担当しております。

最後に、上下水道課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして令和4年度上下水道課所管の決算状況について概要を説明させていただきます。ご確認ください資料は、令和4年度歳入歳出決算書と、事業の詳細は令和4年度決算附属資料にてご確認ください。下水道事業特別会計は、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の会計となっております。

初めに、下水道事業の概要でございますが、決算附属資料226ページをお開きください。下水道事業は、豊かな自然環境の保全、衛生的かつ快適な住環境を提供し、確保するためのインフラとして必要不可欠な設備となっております。公共下水道につきましては、湯田処理区と沢内処理区の2か所、それぞれに浄化センターを設置し、平成15年度に供用を開始しており、処理区内の汚水処理を行っております。設備の整備は既に完了してございまして、整備率100%、水洗化率は84.8%となっております。

次に、浄化槽設置事業の概要ですが、附属資料の229ページをお開きください。浄化槽は、家庭からの汚水を処理するために各家庭に設置する小規模な汚水処理設備です。浄化槽は、基本におのおのの世帯で設置する設備ですが、町では自然環境の保全と快適な住環境を提供し、確保するため、町が事業主体となって浄化槽を設置する町設置型事業を推進しております。本事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業の処理区域外において、浄化槽を町で設置し、使用者から月々の使用料を納めていただく事業で、国庫補助金を充当しながら汚水処理を促進しております。水洗化率は75.1%となっており

ます。令和4年度に整備した浄化槽は2基となっており、令和4年度末において町が管理している浄化槽は、合計で236基となっております。

ここで、数値の訂正があります。附属資料230ページ上段を御覧ください。町で管理する基数ですが、参考として掲載しております令和3年度の数値となります。個人設置で町が寄附採納を受けた浄化槽数は21基となっておりますが、正しくは22基の誤りですので、合計数238基と併せて修正をお願いいたします。正しくは22基で、合計数も238と訂正をお願いします。

それでは、歳出から説明いたします。決算書273ページ、274ページをお開きください。1款下水道事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の下水道事業等地方公営企業会計移行支援業務委託料及び下水道事業等公営企業会計システム導入業務委託料につきましては、国の要請により令和6年度から、来年度から同事業等の地方公営企業法の全部適用を目指しており、そのため令和3年度から準備を進めております。

内容といたしましては、移行支援業務は固定資産のほか資産全体の調査、評価、データ化を行い、システムへの仮登録を行っております。またあわせて、下水道台帳の更新を行うとともに、GISを構築するなど電子化も進めております。公営企業会計システム導入業務は、支援業務により資産調査された資産データを企業会計システムに入力し、令和6年度当初予算からの編成について当該システムが運用できるように業務を委託しておりました。

次のページをお開きください。2項施設管理費、1目公共下水道施設管理費の10節需用費、修繕料でございます。1,168万813円を支出しております。

なお、257万円ほどの不用額が生じておりますが、これはマンホールポンプの故障など、緊急、不測の事態に備えるために常時予算を確保しておるものです。

12節委託料は、2つの浄化センターの管理委託料として4,675万円を支出しております。14節工事請負費は、さわうち病院の医師住宅建設に伴う公共ます設置工事について86万5,700円を支出しております。詳細は、先ほど説明いたしました1項総務管理費の委託料も含めて、附属資料の227ページに記載しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、2目合併処理浄化槽管理費についてですが、11節役務費の汚泥汲取手数料として584万4,300円の支出、また浄化槽は年1回の法定点検が義務づけられており、その検査手数料として111万4,000円を支出しております。12節委託料は、浄化槽への消毒薬補充など保守業務を委託しており、100万6,940円を支出しております。

次に、3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費、14節工事請負費は、令和4年度に新規に2基の合併浄化槽を設置し、合わせて668万1,400円を支出しております。浄化槽関連の詳細は、決算附属資料229ページから230ページにあるとおりでございます。

2款1項公債費の1目元金2億1,871万708円と、次のページ、2目利子4,180万237円は、施設整備等に充当した地方債等の元金と利子の償還金となります。

続いて、歳入の主な内容についてですが、まずは決算附属資料で説明いたします。決算附属資料228ページをお開きください。下水道使用料の現年度分は、5,088万7,496円の調定額に対し5,084万7,874円を収納し、収納率は99.9%となりました。過年度分は、34万3,578円の調定額に対し3万6,355円を収納し、収納率は10.6%となります。続いて、分担金ですが、下水道分担金は1件当たり25万円を徴収しておりますが、一括もしくは5年以内の分割納付をいただいているところです。本年は、28万7,500円の調定額に対し、全額を収納しております。

続いて、附属資料231ページをお開きください。浄化槽使用料についてでございます。設置した

浄化槽の人槽に応じて徴収をしておりますが、現年度分に関しては、1,309万7,370円の調定額に対し1,308万8,130円を収納し、収納率は99.9%となりました。過年度分は、5万1,535円の調定額に対し4万6,365円を収納し、収納率は90%となります。続いて分担金ですが、19万8,600円の調定額に対し、全額を収納しております。

その他の歳入につきましては、決算書267ページ、268ページをお開きください。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽事業費補助金は、公共浄化槽等整備推進事業において整備する浄化槽に係る国庫補助金となります。

次のページをお開きください。4款県支出金、1項県補助金、1目浄化槽事業費補助金は、下水道事業債償還基金県補助金となります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2億3,598万5,000円と、2項2目基金繰入金の下水道事業基金繰入金150万円は、事業に係る予算不足分を他会計から賄うものです。

その他9款1項町債は、歳出で説明させていただいた各種事業に充てるため、下水道事業債、浄化槽事業債を活用させていただきました。

以上で令和4年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 こちらの小さいほうの決算附属資料の4ページ……

委員長 普本さん、もう一回大きい声で。

3番 水道事業決算附属資料の……

委員長 今下水道。

3番 失礼いたしました。後で質問します。

委員長 ほかにありませんか。

刈田敏君。

11番 私からは、水洗化率について。先ほど84.8%、それから75.1%ということで聞きましたけれども、企業会計に当たって、この数値をどのように見ているのかお伺いします。

委員長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 委員のお手元にご置きます資料の中で、附属資料226ページには下水道の整備率が記載されております。令和3年度が普及率70.5%、水洗化率84%、令和4年度につきましては84.8%、私の手元のほうにさらに過去の資料もありますけれども、10年ほど前だと74.5%、それから毎年徐々に、徐々に上がってきておりまして、現在84%まで来ているという状況でございます。

また、浄化槽に関しましては、同じく229ページに水洗化率、今年度が75.1%、令和3年度は74.8%ということですが、これも同じように10年ほど前でありまして61%もしくは63%程度といったことですが、着実に数値自体は増えてきているといえましょうか、割合としては高まってきている状況でございます。継続して普及、周知にも対応していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第5号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第6号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

上下水道課長より決算の説明を求めます。

上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、引き続きま

して令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

ご確認いただく資料につきましては、令和4年度歳入歳出決算書と、事業の詳細は令和4年度決算附属資料にてご確認いただけます。決算附属資料232ページをお開きください。本町の農集排事業につきましては、北川舟浄化センター1か所でございます。若畑地区と貝沢地区を処理区域として平成15年度に供用を開始し、汚水処理を行っております。設備等の整備は既に完了しております。整備率は100%、水洗化率につきましては79.7%、先ほどもちょっとご質問ありましたけれども、農集排につきましても、過去10年ほどの数字だと70%程度からでございますので、十分増えているというふうに考えておるところでございます。

それでは、歳出から説明いたします。決算書287ページ、288ページをお開きください。1款農業集落排水事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、農業集落排水施設機能診断調査業務委託料208万5,600円の支出につきましては、本施設が供用開始から昨年度で19年を経過していることを受けまして、設備の老朽化による故障や修繕が増加しております。そういったことから、今後のライフサイクルコストの最小化や経費の標準化を図る目的で、最適整備構想計画を策定するため、令和4年度は機能診断調査を委託したものでございます。

なお、本診断結果を受けまして、今年度、最適整備構想策定業務を別途委託しております。

18節負担金、補助及び交付金15万6,235円は、水道事業会計への支出となります。

2項1目施設管理費でございます。10節需用費、修繕料77万円は、マンホール関連の修繕費となります。12節委託料は、農集排設備の維持管理、基本的には24時間体制となりますので、専門業者にこれを委託し、実施しております。

なお、委託業務の内容は、浄化センターの維

持管理のほか水質検査、マンホールの点検等も業務内容に含んでおり、301万4,000円を支出しております。このほか、施設の電気工作物保安業務などの業務を委託し、施設の維持管理に努めたところがございます。詳細につきましては、附属資料の232ページ、233ページにも記載しております。

続いて、2款1項公債費、1目元金3,679万587円と2目利子580万6,007円は、施設整備等に充当した地方債等の元金と利子の償還金となります。

続いて、歳入の主な内容ですが、決算附属資料233ページを御覧ください。使用料の現年度分に関しまして、374万6,380円の調定額に対し373万2,949円を収納し、収納率は99.6%となりました。過年度分は、2万3,782円の調定額に対し、全額を収納しております。続いて、分担金ですが、25万円の調定額に対し、全額を収納しております。

その他の歳入については、決算書283ページ、284ページをお開きください。3款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業費補助金は、先ほど歳出で説明させていただいた農業集落排水施設機能診断調査業務委託料に対し、農山漁村地域整備交付金として国が県経由で交付しており、本事業に充当しております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金4,590万5,000円は、事業に係る予算不足分を一般会計から賄ったものです。

以上で令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別事業会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。
委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第6号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第9号 令和4年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての審査に進みます。

上下水道課長より、決算の説明を求めます。

上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、令和4年度西和賀町水道事業会計歳入歳出決算の概要につきまして説明をいたします。

ご確認いただく資料につきましては、令和4年度歳入歳出決算書と事業の詳細は、西和賀町水道事業決算附属資料にてご確認いただけます。数値的な部分につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは水道事業全般に関して説明をいたします。

初めに、決算書1ページ、2ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出につきまして、支出決算額が収入決算額を上回っておりますが、このことにつきましては、地方公営企業法施行令第18条第5項において認められている予算施行に関する規定に基づく処理方法で、支出において固定資産の除却等が生じたことに起因するもので、いずれも現金支出を伴っておりませんので、このような会計処理となっております。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出について、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,123万5,098円、3ページ下段に記載がございます。消費税資本的収支調整額当年度分34万7,495円、損益勘定留保資金1億5,288万7,603円及び繰越工事資金として2,800万円を補填し、調整をしております。

続いて、9ページ、事業報告書を御覧ください。令和4年度の業務量につきましては、年間

配水量87万1,057立方メートル、有収水量55万9,596立方メートル、1日平均配水量は2,386立方メートルとなっており、給水人口4,891人、給水戸数2,190戸となっております。人口減少に伴う給水戸数の減少、節水対応機器の技術的向上などにより、給水量は年々減少を続けている状況が、さらに本町の場合は南北に広く、住民の生活区域も都市部に比べ点在している状況でありますので、管路延長は人口数と比較して長く、維持経費が割高となっている状況でございます。そのような状況から、経営に関しては先ほど説明させていただいたとおり、非常に厳しい経営状況となっております。当年度は、純損失5,042万1,687円を計上いたしました。

工事等の状況は、令和3年度から引き続き、中部第一浄水場の急速ろ過機ろ材交換を実施したほか、本年10月から開始されるインボイス制度に対応させるため、上下水道料調定システムの改修を行っております。また、老朽化する水道施設の適正な更新、財源の平準化を図るため、基礎資料となります水道施設台帳、管路台帳の作成と、標準型アセットマネジメントの策定を行っております。

13ページを御覧ください。業務関係ですが、給水人口などは先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。水質検査は、法で定められた検査を実施しておりますが、いずれも異常は検出されておられません。量水器、メーターの交換につきましては、計量法により8年ごとに交換をすることが定められており、令和4年度は366個を交換したところです。

15ページ、16ページをお開きください。1件50万円以上の修繕等について掲載をしております。

18ページから21ページにつきましては、収益費用の明細を掲載しております。

22ページと23ページは、資本的収入支出の明細を掲載しております。

24ページ、25ページは、固定資産明細書を掲

載しております。

26ページ以降は、企業債の明細書を掲載しております。

次に、別冊の決算附属資料2ページをお開きください。4、使用者等の状況ですが、利用件数は2,309件で、昨年度比でマイナス30件となっております。

4ページをお開きください。給水停止の状況は、表のとおりとなっております。

5ページでは、令和4年度末の未収額について521万3,852円となっております。巻末には、水道事業の経営健全性、効率性の指標を掲載しております。

1点誤りがありますので、訂正をお願いします。6ページ、6番でございます。企業債残高対給水収益比率でございますが、この数字に関しまして3,256.1%と記載されておりますが、正しくは32.6%の誤りでございます。修正をお願いいたします。

以上で令和4年度西和賀町水道事業会計決算の概要説明を終わります。ご審議よろしく願います。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

企業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 今説明のあった決算附属資料の4ページの給水停止のことについて教えてください。

給水停止、簡単に行ってはいないと思うのですが、そこに至る手順はどのようなものでしょうか。

委員長 北島課長代理。

上下水道課長代理 給水執行停止につきまして、私のほうから説明させていただきます。

基本的に、水道料金が未収金になった場合、翌月から督促状を発行しております。督促状を3か月発行した後、4か月目に執行停止予告を行い、それでも支払われない場合に使用中止を

行っているものです。

以上です。

委員長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 補足させていただきます。

町の決まりにつきましては、全て条例、規定等で決まっております。水道条例の中に給水停止に関するがございます。具体的な給水停止の方法につきましては、今課長代理から説明したとおり、停止規定に基づいて実施しているところでございます。

委員長 普本歌織君。

3番 水が止まるということは、命にも関わるような処分だと思うので、規定にあるというふうに説明があったのですが、ほかの方法は検討されたりしたことはないのですか。

委員長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 水道に関しましては、先ほど来ご説明しているとおり企業会計でございますので、料といったことでございます。そういったことと言えば私債権になりますし、本料金に関しましては使用するものを止めるというのが基本的な考え方になっております。それは、水道に限らず全てのサービスが私債権においてはそのような取扱いになっているということをまずご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、止めるまでには当然やり取りがございまして、一方的に文書を出して、何もなくぱつと止めるということではございません。当然のことながら、我々も担当者が料金を支払っていただけない方に対して連絡等をしっかり取らせていただいておりますし、特別な事情があるような場合には、そこら辺はしっかり規定に基づいて相談をさせていただくなど、さらに言いますと料金について分割で払うようなことも相談できるシステムにもなっておりますので、そういった後に、それでもなおお支払いいただけないような場合に関しては、給水停止をせざるを

得ないという状況でございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

委員長 真嶋実君。

2番 附属資料の6ページの表の4番でございますけれども、この表の中で累積欠損金比率、飛び抜けた数字になっているようですけれども、この数字については訂正ではなく、その場合の内容について教えていただければと思います。

委員長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 遅くなりました、すみません。

パーセントからしますと、他の表に比べて著しく数字が高いというようなことだと思います。指標の意味について記載がありますとおり、欠損金につきましては決算書の6ページに欠損金計算書があるわけですが、これにつきましては毎年度その累計として、当年度末の残高として欠損金が出るわけございまして、その割合がその年度の営業収益に対しての割合となります。そういった意味から、毎年度欠損金といいましょうか、経常損失を計上しております水道事業に関しましては、年々増加している状況であるという状況でございます。

そういった意味で、現在いろいろとそれにつきまして、先ほどアセットマネジメントというお話もさせていただいたところでございますが、経営の状況を確認しながら、今後経営改善に取り組んでいかなければいけないといったところを検討しているところでございます。

委員長 真嶋実君。

2番 ちょっとまだ私も勉強不足ではありますが、右側の指標の意味というところできくと、本来であればゼロが理想といえれば理想ということなのかと思いますけれども、この649というのがある程度、通常起り得る範囲と言えるのか、他の自治体等々などと比較してもどういふものなのかなと思っていただけたところですが、いかがでしょうか。

委員長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 手元に他市町村の状況がありませんので、今この場ではお答えできないわけですが、算定式を御覧になっていただいたとおり、当年度末の処理欠損金につきましては累計になっておりますので、水道事業に関しましては、ずっと申し上げているとおり、料金収入に対してかかる営業費用がございまして、大体そこでやり取りをしているわけですが、現実的には管路、設備等は全て町の持ち出しの中で実施しております、その金額につきましては膨大な金額になっていると。これに関しましては、基本的にはどこの市町村も同様の結果であるという話は、私個人としては聞いておるところでございます、この割合自体は非常に高いものだというふうには見て取れるわけですが、他市町村の状況も水道事業に関しては厳しい状況が続いていることございまして、だからこそ行政が水道事業に関しては行わざるを得ないということをご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 真嶋実君。

2番 公益事業、公共事業ということで、なかなか難しいものということ、理解しておりますが、これが一つの経営の指標となっていることですので、県全体とか、国の中でどういふふうになっているかという動向を把握しながら、この指標を捉えていただければと思います。

委員長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 水道事業に関しましては委員おっしゃるとおりでございますので、我々としても現在進めておりますアセットマネジメントの結果が出ましたので、次は4Dというさらに突っ込んだ形の経営戦略を練られるものを来年度以降進めていった上で、経営戦略につきましては新たな指標を出していきたいというふうに考えております。

その一環といたしまして、現在料金改定等についても検討中ございまして、委員おっしゃ

るとおり他市町村の状況等をしっかり見比べながら、経営改善に幾らかでも進んでいけばと考えておるところでございます。ご指摘ありがとうございます。

委員長 中村ひとみ君。

4番 西和賀町のお水はとてもおいしいという評判がありますけれども、決算書の9ページ、水道事業のところの中部浄水場でろ材交換の工事がありましたけれども、この工事というのは大体、ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、何年ぐらいのサイクルでされるのかとか、あとは工事の内容として、ろ材交換とありますが、附帯工事、例えば壁面、池といいますか、浄水場の囲ってある施設の破損だとか、腐食しているところですか、そういったところのチェックなども一緒にされるのでしょうか。

委員長 北島課長代理。

上下水道課長代理 それでは、私のほうから昨年度行いましたろ材交換について説明したいと思います。

昨年度行いました中部第一浄水場は、中村委員お分かりかもしれませんが、下のほうにある施設になりますけれども、そちらのほうの急速ろ過機のろ材を交換したもので、令和3年度と令和4年度、1基ずつ交換しております。前回は、平成22年度に1度交換しており、今回12年ぶりに交換した形になっております。それ以前は、平成7年度にできた施設でありまして、ですから実際まだ2回しか交換した実績がございません。今回のろ材交換に関して、その中の塗装等も行っており、そちらのほうはまたしばらく、こちらの考えでは10年ほどまだ使えるのではないかと考えております。

中部浄水場のろ材交換に関しては以上でございます。

委員長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 委員のご質問に関しては、中部浄水場は実は2つございまして、もし

かするとなめとこラインといいたいでしょうか、上のほうのお話でしたか。

(そうですの声)

建設課長兼上下水道課長 柵も含めてというような話がちょっとありましたので、今回は当然決算の対象になっておりませんので、そういったことではございませんが、傷んでいる状況につきましては当然理解はしておりますので、今後に関して善処を考えていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第9号 令和4年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで上下水道課への質疑をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

明日は午前9時30分から総括質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時20分 散 会